

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた評価方法について

## 1. 評価方針

- 新型コロナウイルス感染症による法人の取組への影響は、法人の責に帰すことができないものであることから、新型コロナウイルス感染症の影響の状況を踏まえた評価を行う。  
(法人自己評価及び評価委員会評価)
- 法人は、達成水準ごとに、「2. 評価の考え方」に基づき自己評価を行う。

## 2. 評価の考え方

分類	法人評価の考え方	事業例
1. 取組が実施できたもの (新型コロナウイルス感染症による影響がないもの)	① 業務実績評価実施要領に基づき、従来通り評価を行う。	-
2. 取組に遅れ等の影響が生じたもの	① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた範囲とその理由を明確にしたうえで、実施できた範囲で評価を行う。 ※ 緊急事態宣言等により活動できない期間を除外するなど、可能な範囲で実施できた取組を評価する。 ※ 業務実績報告書の記載事項 ・ コロナの影響範囲及び影響理由 ・ 自己評価理由	教員の教員力の向上・組織的な教育改善 (FD 活動(講演会、研修会、報告会など)の実施)
3. 当初予定の取組が実施できなかったものの、代替的な取組が実施できたもの	① 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定の取組が実施できなかった理由を記載 ② 代替として実施した取組の内容及びその実績を記載のうえ、評価を行う。 ※ 業務実績報告書の記載事項 ・ 当初予定の取組の中止等の理由 ・ 当初計画と代替的取組の整合性 ・ 代替的取組の成果 ・ 自己評価理由	教育研究活動のグローバル化 (海外への学生派遣)
4. 当初予定の取組及び代替的な取組が実施できなかったもの (事業中止)	① 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定の取組及び代替的な取組が実施できなかったことを踏まえ、評価不能(-)とする。 ※ 業務実績報告書の記載事項 ・ 当初予定の取組及び代替的取組が実施できなかった理由 ・ 次年度以降の準備・検討等の状況	教育研究活動のグローバル化 (在外研究員の派遣事業)